

# 福岡県公報

平成21年1月30日  
第 2 9 2 5 号

## 目 次

告 示 (第159号 - 第171号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 1
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	..... 1
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	..... 2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	..... 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 5
都市計画事業の認可	(公園街路課)	..... 5
公共測量の実施	(県土整備総務課)	..... 5
建築士法の規定により知事が定める受験資格	(建築指導課)	..... 6
公衆浴場の入浴料金の指定	(保健衛生課)	..... 9
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 9
公 告		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	..... 9
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	.....10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....10

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....10
港湾計画の変更の概要	(港 湾 課)	.....11
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....11
教育委員会		
技能教育のための施設の指定の解除	(教育庁高校教育課)	.....14

## 告 示

福岡県告示第159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー古賀店
- (2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1 - 1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日  
平成21年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ホームプラザナフコ飯塚南資材館  
(2) 所在地 福岡県飯塚市椿89番9

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年9月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,653平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県飯塚市椿89番9	82

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県飯塚市椿89番9	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)

福岡県飯塚市椿89番9	47.5
-------------	------

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県飯塚市椿89番9	21.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県飯塚市椿89番9

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後3時まで

福岡県告示第161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年1月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ファッションセンターしまむら国分店  
(2) 所在地 福岡県久留米市国分町956 - 1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番地4号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番地4号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年9月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,219.91平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市国分町956-1	67

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市国分町956-1	19

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市国分町956-1	37.9

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県久留米市国分町956-1	42.7

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後8時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県久留米市国分町956-1

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第162号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	268	(今回変更した事項) 柳川市三橋町藤吉175-16 小柳 安国	柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県柳川総合庁舎内売店	平成21年1月5日
旧		(今回変更した事項) 八女市本町531 小柳 安国		

福岡県告示第163号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡家族想の会

(2) 代表者の氏名

内川 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区田村3丁目29番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、経済的弱者やその他何かに困惑している国民に対して、その情報を吸い上げ、解決方法を導き出し、必要な人・もの・情報を無償または低価格で提供できる仕組み作りに関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第164号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人しらゆり会

(2) 代表者の氏名

安藤 眞由美

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区香春口一丁目5番29号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本及び国際社会において、高齢、病気、貧困、環境破壊などの様々な理由により協力・支援を必要としている人々に対して、協力・支援事業を行い、志を同じくする個人、団体とも連携をはかり、豊かで多様な市民社会の実現に寄与することを目的とする。また、子どもの健全育成支援事業を行い、次世代人材の育成を推進し、もって国際的な相互理解と友好・親善を深め、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第165号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人さくら

(2) 代表者の氏名

福岡 将英

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区宇佐町二丁目11番22号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、国際都市を目指す福岡県民並びに在日外国人に対し、お互

いを理解し合う為のお国料理講習会並びに遊び方教室などの各種文化講座事業を行う。さらに、高齢者や在日外国人に対し、就業チャンスを広げると共に情報化社会における基本的な技術を取得して貰う為のパソコン講習・携帯電話の使い方教室などの技術講習会事業を行う。又、目的を同じにするNPO並びに他団体との親睦を図り、情報交換などを行う為の交流会事業を行う。これらの事を行なうことにより国際都市を目指す福岡の明るい未来を築き、在日外国人を含む地域住民の安心で安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

(変更後) この法人は、福岡県民並びに在日外国人に対し、お互いを理解し合う為のお国料理講習会並びに遊び方教室などの各種文化講座事業を行う。さらに、高齢者や在日外国人に対し、就業チャンスを広げると共に情報化社会における基本的な技術を取得して貰う為のパソコン講習・携帯電話の使い方教室などの技術講習会事業を行う。又、子育てに奮闘する保護者同士での交流の場を創出し、21世紀を担う子どもたちの育成に努める子育て広場事業を行う。これらの事を目的を同じにするNPO並びに他団体との親睦を図り、情報交換などを行う為の交流会事業を行う。これらの事を行なうことにより国際都市を目指す福岡の明るい未来を築き、在日外国人を含む地域住民の安心で安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第166号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州・アジア経営塾

(2) 代表者の氏名

四島 司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号電気ビル北館12階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経済社会の活性化及び更なる発展を目指す不特定多数の個人・団体等に対して、活力ある企業の経営を先導する次世代のリーダーを育成するための教育事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業3・3・41号博多駅六本松線

3 事業施行期間

平成21年1月30日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市博多区博多駅中央街及び博多駅前2丁目並びに博多駅前3丁目地内

(2) 使用の部分

福岡市博多区博多駅中央街地内

福岡県告示第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区北西部	平成21年1月20日から 平成21年2月20日まで

福岡県告示第169号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定める。

建築士法の規定により知事が定める受験資格（昭和47年4月福岡県告示第367号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

建築士法の規定により知事が定める受験資格

- 1 別表1の（い）欄に掲げる学校において同表の（ろ）欄に掲げる科目のすべてを履修した者のうち、当該履修による総単位数が、同表の（は）欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務（建築士法第14条第1項に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を同表の（に）欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の（ろ）欄に掲げる科目のすべてを履修した総単位数が同表の（は）欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目のすべてを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目との総単位数とを合算した数を同表の（は）欄に掲げる単位数とする。
- 2 別表2の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法（昭和

22年法律第26号）による専修学校又は各種学校で、その修業年限が同表の（ろ）欄に掲げる年数以上の課程において、同表の（は）欄に掲げる科目のすべてを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の（に）欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験を同表の（ほ）欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の（は）欄に掲げる科目のすべてを履修した総単位数が同表の（に）欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目のすべてを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の（に）欄に掲げる単位数とする。

3 別表3の（い）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練で、その修業年限が同表の（ろ）欄に掲げる年数以上の課程において、同表の（は）欄に掲げる科目のすべてを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の（に）欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験年数を同表の（ほ）欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の（は）欄に掲げる科目のすべてを履修した総単位数が同表の（に）欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目のすべてを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の（に）欄に掲げる単位数とする。

4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士

5 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧告示第1号から第5号まで又は第8号から第12号まで（以下この号において「旧告示第1号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上を有することとなるもの

6 施行日前から引き続き旧告示第1号から第5号まで又は第8号（以下この号において「旧告示第1号等」という。）に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に

定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号又は第2号に掲げる者と同  
等以上の知識および技能を有すると認める者

別表1

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による大学又は高等専門学校	<p>ア 5単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習（建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>イ 7単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習（空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間の在り方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 6単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習（建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>エ 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>オ 3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>カ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>キ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	30単位	1年
	<p>イ 7単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習（空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間の在り方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 建築環境工学に関する講義若しくは演習（建築物の室内における光、音、空気、温度等の環境が人の健康等に与える影響に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 建築設備に関する講義若しくは演習（快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>ニ 6単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習（建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>ホ 建築一般構造に関する講義若しくは演習（建築物等の一般的な構造に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>ヘ 建築材料に関する講義若しくは演習（建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するものを標準</p>	20単位	2年

	<p>的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習（建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習（建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。）</p>		
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	<p>ア 5単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>イ 7単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>ウ 6単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	40単位	0年
		30単位	1年
		20単位	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	<p>ア 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>イ 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>ウ 3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	15単位	4年

(注) 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業

能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示58号）の規定の例によるものとする。

別表2

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	ア 5単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習	40単位	0年
		イ 7単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 ウ 6単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	30単位	1年
			20単位	2年
	1年	ア 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 イ 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 ウ 3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	20単位	3年
学校教育法による中等学校	2年	ア 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 イ 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 ウ 3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	15単位	4年
			10単位	5年

(注) 科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては同令の規定の趣旨に準じて行うものとする。

別表3

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	ア 5単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 イ 7単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 ウ 6単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	30単位	1年
			20単位	2年
	2年	ア 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 イ 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 ウ 3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	20単位	3年
3年	ア 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 イ 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 ウ 3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	20単位	3年	
学校教育法による中等学校	2年	ア 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 イ 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 ウ 3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 エ 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 オ 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	15単位	4年

1年	10単位	5年
----	------	----

(注) 科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

福岡県告示第170号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場の入浴料金を次のように指定し、平成21年2月16日から施行する。

公衆浴場の入浴料金の指定（平成18年11月福岡県告示第2237号）は平成21年2月15日限り廃止する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

公衆浴場入浴料金の価格

大人（12歳以上の者）	440 円
中人（6歳以上12歳未満の者）	180 円
小人（6歳未満の者）	70 円

福岡県告示第171号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
八女郡矢部村大字北矢部字ゴヲ口3896の2
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

## 公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2及び法第15条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

- 名称  
株式会社ダイフク
- 所在地  
春日市須玖北五丁目179番地
- 代表者  
代表取締役 和泉 政義

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処理施設（焼却施設・最終処分場）の設置許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年1月20日

4 処分の理由

平成20年9月4日に発した産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）の改善命令において設定した履行期限のうち、平成20年11月3日に設定した期限までに、計画的な改善措置をとることなく必要量の廃棄物撤去を行わなかった。

このことは法第14条の3第1号及び法第15条の2の6第3号の規定に該当し情状が

特に重いことから、法第14条の3の2第1項第2号及び法第15条の3第1項第2号に規定する許可取消事由に該当する。

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2及び法第15条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 処分を受けた事業者

##### (1) 名称

株式会社カマタ

##### (2) 所在地

嘉麻市大字上山田1380番地の5

##### (3) 代表者

代表取締役 福田 誠吾

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物処理施設（最終処分場）の設置許可の取消し

#### 3 処分の年月日

平成21年1月20日

#### 4 処分の理由

平成19年2月16日に発した産業廃棄物処理施設（最終処分場）の改善命令に対して、当該命令の履行期限延長後においても、当該延長後の履行期限のうち、平成20年11月3日に設定した期限までに、計画的な改善措置をとることなく必要量の廃棄物撤去を行わなかった。

このことは法第14条の3第1号の規定に該当し情状が特に重いことから、法第14条の3の2第1項第2号に規定する許可取消事由及び法第15条の2の6に規定する改善

命令に違反したことから、法第15条の3第1項第2号に規定する許可取消事由に該当する。

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 処分を受けた事業者

##### (1) 名称

株式会社カマタ

##### (2) 所在地

嘉麻市上山田1380番地の5

##### (3) 代表者

代表取締役 福田 誠吾

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 3 処分の年月日

平成21年1月20日

#### 4 処分の理由

事業者が、平成21年1月20日付けで、当職から産業廃棄物処分業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処

理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 処分を受けた事業者

##### (1) 名称

リプラ・テック株式会社

##### (2) 所在地

熊本県水俣市塩浜町8番40号

##### (3) 代表者

代表取締役 清水 静

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 3 処分の年月日

平成21年1月19日

#### 4 処分の理由

事業者が、平成20年1月5日付けで、熊本県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

#### 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三池港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成21年1月30日

三池港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

#### 1 港湾計画の変更の概要

三池港港湾計画（平成12年2月福岡県告示第190号によりその概要を公示し、平成

19年2月福岡県告示第380号等により港湾計画の変更の概要を公示した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

#### 臨港交通施設計画（変更）

施設	名称	起点	終点	車線数	備考
道路	臨港道路 四山線	四山地区 小型船だまり	臨港道路 三池港南北線	2	既定計画の変更計画

#### 2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- (2) 大牟田市小浜町24番1 福岡県大牟田土木事務所
- (3) 大牟田市新港町1番地 福岡県大牟田土木事務所三池港管理出張所

#### 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品の名称及び数量

- |              |      |
|--------------|------|
| ア 警察官用災害用作業服 | 300着 |
| 警察官用災害用作業帽   | 300個 |
| イ 警察官用ヘルメット  | 300個 |

##### (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成21年3月31日（火）

##### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年2月13日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

ア 調達内容アの入札について

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

イ 調達内容イの入札について

大分類	中分類	業種名	等級
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	AA、A
12	06	その他	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記の条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154

号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年1月30日（金）から平成21年2月9日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年1月30日（金）から平成21年2月9日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年2月13日(金)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

ア 調達内容アの入札について

平成21年2月16日(月)午前10時00分

イ 調達内容イの入札について

平成21年2月16日(月)午前10時20分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を

提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

<b>教育委員会</b>
--------------

福岡県教育委員会告示第5号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の指定を、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条第1項の規定に基づき平成21年1月19日付けで解除したので、同条第2項の規定により次のように告示する。

平成21年1月30日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地
フリースクール志賀島	福岡市東区勝馬257 - 5

